

課外活動に参加される学生の皆様へ

学生センター

2月8日（月）以降の課外活動の取り扱いについて【活動段階Ⅱ】（2月5日更新）

2月8日（月）以降の課外活動の取り扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に対する事業活動等の基準」に基づき、感染症対策を講じつつ、下記のとおりとします。活動については、1人あたり1日2時間以内とし、屋外40名、屋内20名を最大活動人数とします。（各施設の上限人数については別途定める）。

連盟等の判断により公式戦等の予定が決まっている場合は、個別に対応しますので学生センターに相談するようにしてください。

また、高槻キャンパス、堺キャンパス、高槻ミュージックキャンパスにおける課外活動については、各キャンパス独自の取り扱いを設けていますので、各キャンパスを活動拠点にしていた団体が活動を行う場合は、所管窓口にお問い合わせください。

体育会各部及び応援団の活動の取り扱いについては、スポーツ振興グループのホームページを確認してください。

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、日々更新されることから、本学の対応も状況に応じて変化します。課外活動に関する今後の対応については、インフォメーションシステム等で最新情報を発信しますので、適宜確認するようにしてください。

記

## 【活動段階Ⅰ～Ⅲにおける活動の目安】



※活動段階ごとの具体的な取り扱い、段階を移行するタイミングについては、対策本部会議と協議の上、適宜判断する。

※公式戦等の予定が決まっている団体については、学生センターに相談すること。

# 1 活動段階Ⅱの取り扱いについて

(1)対象期間 2月8日(月)～

活動場所	対象施設	活動時間	許可する活動
千里山キャンパス内	＊凜風館ミーティングルーム(20) ＊ミーティングルーム大(20) ミーティングルーム小(20) 凜風館和室(10) 凜風館小ホール(20) ＊誠之館2号館多目的会議室(20) ＊2月25日(木)以降は使用不可。 誠之館3号館新館会議室(20) KUシンフォニーホール(20) 有鄰館多目的ホール(20) 有鄰館学生生活支援グループ専用会議室(4) 文化会・学術研究会本部管轄施設 ・上記カッコ内は施設の最大上限人数(最大上限人数は収容定員の半数以下に設定)	【月～土】 9:00～20:00  【日・祝】 9:00～17:00  ※延長は認めない	感染症対策を講じた上で、活動内容等を制限した一部活動。 ただし、 <u>できるだけ少人数による最小限・短時間(1人あたり1日2時間以内)の活動</u> とすること。  ※活動内容によって、活動人数を制限する場合や活動場所の変更を求める場合がある。
	次の課外活動施設の最大上限人数については一律 <b>4名</b> とする。 ・部室(4) ・誠之館・有鄰館会議室(文化会・学術研究会本部管轄施設を除く)(4) ・有鄰館音楽練習室3～10(4)  ・その他、施設使用上の詳細なルールについては、下記2の順守事項を参照すること。		感染症対策を講じた上で、活動内容等を制限した一部活動。 ただし、密集を避けるため、施設内で活動できる最大上限人数は4名とし、かつ、 <u>1人あたり1日2時間以内とすること</u> 。  ※活動内容によって、活動人数を制限する場合や活動場所の変更を求める場合がある。
千里山キャンパス外	借用する施設の制限は行わないが施設管理者が定める使用上のルール等を順守すること。	【月～土】 9:00～20:00  【日・祝】 9:00～17:00	感染症対策を講じた上で、活動内容等を制限した一部活動。 ただし、 <u>できるだけ少人数による最小限・短時間(1人あたり1日2時間以内)の活動</u> とすること。  ※活動内容によって、活動人数を制限する場合や活動場所の変更を求める場合がある。

(注)・感染者が課外活動をしていた場合、保健所による濃厚接触者特定範囲の調査が完了するまで、当該団体の活動を停止する。ただし、保健所による濃厚接触者特定範囲の調査の段階で明らかに濃厚接触者に該当しない者に限定して、所管保健所と協議の上、活動を認める場合がある。

・施設使用上のルール及び下記「2 活動段階Ⅱにおける順守事項について」を順守しない団体があった場合は、当該団体の活動を停止する。

## <許可しない活動>

- ① 部員同士が密集する活動、部員同士が接触・密接する活動、部員同士が近距離となる活動
- ② 学外団体との練習試合・交流会(宿泊または食事を伴わないものであっても)
- ③ 合宿及び宿泊を伴う活動
- ④ 集客を伴う自主開催行事
- ⑤ 大きな声(会話・歌唱・ボーカル等)を伴う活動

※⑤について、関係団体等が作成している感染症拡大予防ガイドラインを順守可能で、十分な感染症対策を講じられると判断される場合には許可することがある。

## 2 活動段階Ⅱにおける順守事項について

### (1) 活動条件

- ・各都道府県の指示や利用する施設・大学の要請を順守すること。
- ・部内で感染者又は濃厚接触者が出た場合は、速やかに所管窓口へ報告すること。

#### ア 体調管理の徹底

- ・毎日自宅で体温計測を実施すること。
- ・軽度であっても発熱・咳・倦怠感・鼻水・咽頭痛・体調不良者は活動に参加しないこと。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を登録すること。

#### イ 衛生管理の徹底

- ・活動中のみならず、キャンパス内の移動及び公共交通機関利用の際もマスクを着用すること。  
ただし、マスク着用下での活動は、酸素不足や熱中症のリスクもあるため、屋外での活動で十分な距離が確保される時や、屋内でもマスク着用のため息苦しくなるなどあれば、十分な対人距離を確保した上でマスクを外し呼吸するなど臨機応変な対応を行うこと。
- ・部室、更衣室においてもマスクを着用し会話は控えること。
- ・咳エチケット、手洗い、うがい、アルコール消毒の徹底
- ・施設入館時の手指の消毒
- ・備品の貸与については、使用団体に消毒を行うこと。

#### ウ 室内環境の管理 ※キャンパス外施設を利用する場合は、当該施設管理者の定めたルールに従うこと。

- ・室内換気の徹底
  - ①換気扇が設置されている施設については、常時換気扇を稼働させておくこと。
  - ②常時、扉・窓を開放させておくこと。  
(楽器を演奏する活動の場合に限り、演奏中は扉・窓を閉めることとするが、必ず30分に1回10分以上の換気を行うこと)
- ・施設使用後、換気を行った上で使用備品及び汗や飛沫が付着した場所の消毒を徹底すること。
- ・活動中に発生したゴミは、人が触れないように必ずビニール袋等で封をして処理をすること。

#### エ その他の留意事項

- ・3密（密閉・密集・密接）回避を徹底すること。
- ・対人距離（少なくとも1m以上）を確保すること。また、強度の高い活動においては必然的に呼気が激しくなるため、より一層の身体的距離を確保すること。
- ・ミーティングについては、可能な限りオンラインで実施すること。
- ・関係団体、連盟、協会等が新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインを作成している場合は、当該ガイドラインにも従い活動すること。
- ・部室及び共用施設で軽食を含む食事等の喫食（お菓子を含む）は厳禁とする。なお、熱中症対策のための水分補給は必要に応じて行うこと。ただし、ボトルの回し飲みは行わないこと。
- ・人数の多寡及び酒類の提供の有無にかかわらず懇親会の場、深夜におよぶ飲食の場（自宅・下宿も含む）に参加しないこと。また、夜間の繁華街へ出歩く行動は慎むこと。
- ・課外活動の一環としての食事会については、少人数であっても行わないこと。
- ・課外活動への参加の強要又は不参加に伴う不利益な取り扱いをしないこと。
- ・新型コロナウイルス感染者が日常的に発生している地域より帰阪した者は活動参加を自粛するなど、感染拡大防止に努めること。

### (2) 必要な手続き

#### ア 感染症対策計画書の提出

- ・これまでに活動許可を得た場合であっても、感染症対策計画書を作成し、所管窓口にて活動の許可を得ること。なお、キャンパス外施設を使用する際は、利用施設の順守事項を併せて提出すること。
- ・部室、誠之館・有鄰館会議室を使用する際も、感染症対策計画書を提出の上、活動許可を得ること。

#### イ 千里山キャンパス施設予約会（団体の入れ替え時には、30分間確保すること）

- ・施設予約会日程表に基づき施設予約会を実施する。

**ウ チェックシート及び参加者名簿の提出** ※別紙を参照

- ・活動する上での順守事項を確認し、すべての項目の条件を満たすこと。
- ・参加者氏名及び参加者全員の当日の体温を記入すること。
- ・活動当日、開始前に下記の提出先に提出すること。

**【チェックシート及び参加者名簿の提出先】**

利用施設	提出先
凜風館ミーティングルーム 凜風館和室 凜風館小ホール 誠之館 2 号館多目的会議室	学生生活支援グループ ※窓口閉室時は誠之館 3 号館新館管理人室に提出すること。
誠之館 3 号館新館会議室 KUシンフォニーホール 有鄰館多目的ホール 有鄰館学生生活支援グループ専用会議室 有鄰館音楽練習室10 部室 誠之館・有鄰館会議室 文化会・学術研究会本部管轄施設	誠之館 3 号館新館管理人室
千里山キャンパス外施設	学生生活支援グループ<gakusei@ml.kandai.jp> ※メールにて活動当日、開始前に提出すること

**エ 事業届の提出**

- ・学外での事業は2週間前まで、学内での事業は1週間前までに代表者印・顧問印を押印の上、学生生活支援グループ窓口提出すること。
- ・部室、誠之館・有鄰館会議室（文化会・学術研究会本部所管の会議室を除く）で活動する際は、提出不要とする。

以 上

**【問い合わせ（所管窓口）】**

- ・ 文化会、学術研究会、単独パート（放送研究会） ⇒ （千里山）学生生活支援グループ  
同好会、準登録団体 ⇒ （高槻）高槻キャンパス事務グループ  
⇒ （ミューズ）高槻ミューズキャンパス事務グループ  
⇒ （堺）堺キャンパス事務室
- ・ ボランティア学生スタッフ、ピア・コミュニティ ⇒ ボランティア活動支援グループ
- ・ 体育会、単独パート（応援団） ⇒ スポーツ振興グループ